

# 議案説明資料

## 【 目 次 】

- **報告第 4 号**  
専決処分の報告について  
（八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について） ・ p. 1
- **報告第 5 号**  
専決処分の報告について  
（八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について） ・ ・ ・ ・ ・ p. 2
- **報告第 6 号**  
専決処分の報告について  
（八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について） ・ ・ ・ ・ ・ p. 7
- **報告第 7 号**  
専決処分の報告について  
（八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） ・ ・ ・ ・ ・ p. 8
- **議案第 53 号**  
八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例の一部を改正する  
条例の制定について ・ ・ ・ ・ ・ p. 9
- **議案第 54 号**  
八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について ・ ・ ・ ・ ・ p. 10
- **議案第 55 号**  
令和 2 年度八幡浜市一般会計補正予算（第 1 号） ・ ・ ・ ・ ・ p. 11
- **議案第 56 号**  
令和 2 年度八幡浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） ・ ・ ・ ・ ・ p. 16

令和 2 年 4 月  
(令和 2 年 4 月 13 日提出)



件名	専決処分の報告について (八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について)
担当課	総務企画部 総務課
根拠法令等	・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号) ・民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)
施行日等	令和2年4月1日 (改正後の第5条第2項第2号及び別表の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用)

【1. 改正の経緯】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めており、具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められている。

令和元年11月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改定されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、改正を行う。

また、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)により法定利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても、改正を行う。

【2. 改正の概要】

(1) 補償基礎額の改定

① 第5条第2項第1号関係

別表

(単位:円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440 (12,400)	13,320 (13,300)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,670 (10,600)	11,550 (11,500)	12,440 (12,400)
部長、班長及び団員	8,900 (8,800)	9,790 (9,700)	10,670 (10,600)

備考: ( ) 内書は現行の補償基礎額である。

② 第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げる。

(2) 法定利率の改正 《附則第5条第5項第2号及び第6項並びに第6条第7項第2号及び第8項関係》

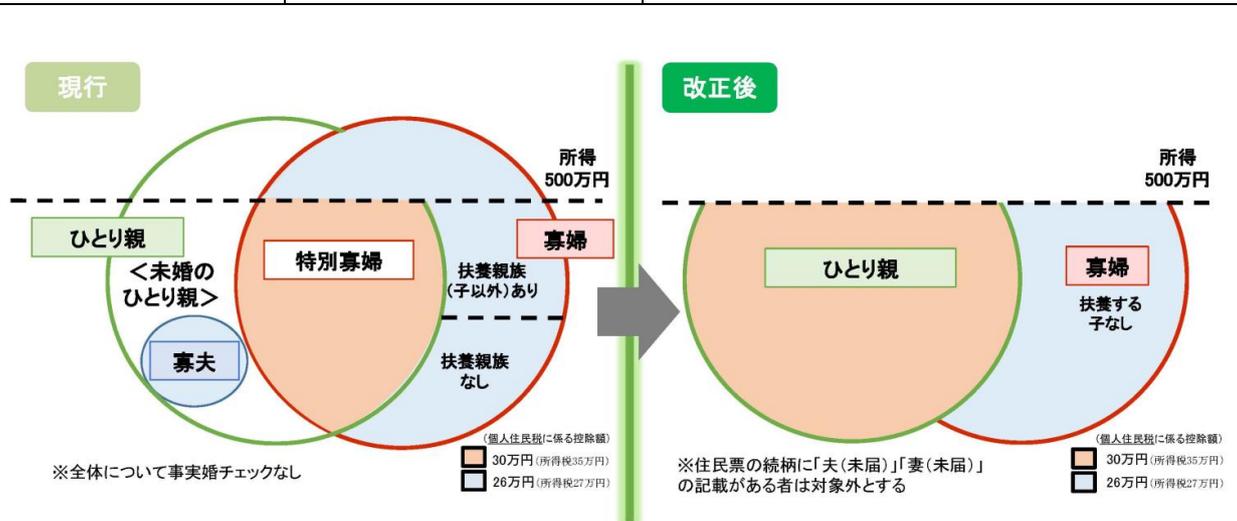
障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改める。

件名	専決処分の報告について (八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	地方税法(昭和25年法律第226号)(以下「法」という。)

【改正の概要】

- (1) 個人住民税の見直し(未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し)
- (2) 固定資産税の見直し(所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応)
- (3) たばこ税の見直し(葉巻たばこの課税方式の見直し)

条例番号・見出し	法令・施行日	改正の概要
第24条① 【個人の市民税の非課税の範囲】	法第295条① ※R3.1.1施行	非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加
第34条の2 【所得控除】	法第314条の2 ※R3.1.1施行	所得控除について、ひとり親控除を追加する等の所要の措置
第36条の3の2 【個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】	法第317条の3の2	給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置
第36条の3の3 【個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書】	法第317条の3の3	公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置
市民税 平成31年改正条例第3条のうち第24条の改正規定、附則第1条第4号、附則第4条	平成31年改正法第3条、附則第1条、附則第15条	単身児童扶養者を個人の市民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等所要の措置



市民税	第31条②③ 【均等割の税率】	法第312条①④ ※R4.4.1施行	法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととする(連結納税の廃止)ことに伴う規定の整理
	旧第48条⑨	法第321条の8④ ※R4.4.1施行	通算法人について課税標準を法人税額とする(個別帰属法人税額の廃止)ことに伴う規定の削除
	第48条⑩	法第321条の8 65 ※R4.4.1施行	法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととする(連結納税の廃止)ことに伴う規定の整理
	第50条②～④ 【法人の市民税に係る不足税額の納付の手続】	法第321条の12②～④ R4.4.1施行	法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととする(連結納税の廃止)ことに伴う規定の整理(第3項)
	第52条④～⑥ 【法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金】	法第327条④～⑥ ※R4.4.1施行	法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととする(連結納税の廃止)ことに伴う規定の削除
	附則第8条① 【肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例】	法附則第6条④	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長
	附則第17条① 【長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例】	法附則第34条④ 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設
	附則第17条の2①② 【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例】	法附則第34条の2④⑤	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長
	附則第17条の2③ 【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例】	法附則第34条の2⑥ 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日	上記の課税の特例の創設に伴う所要の措置

固定資産税	第54条⑤ 【固定資産税の納税義務者等】	法第343条⑤	調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定
	第74条の3 【現所有者の申告】	法第384条の3	登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定
	附則第10条の2 【法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合】	法附則第15条	法律改正にあわせて「わがまち特例」を改正 ・浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例を追加
たばこ税	第94条② 【たばこ税の課税標準】	法第467条② 第1条(※R2.10.1施行) 第2条(※R3.10.1施行)	軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直し
	第94条④ 【たばこ税の課税標準】	令第53条の2① ※R2.10.1施行	法第467条②の改正に伴う規定の整備
	第96条②③ 【たばこ税の課税免除】	法第469条	課税免除の適用に当たって必要な手続きの簡素化
項ズレ・条ズレ・規定の整備	第19条 【納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金】	法第326条① ※R4.4.1施行	項ズレに伴う措置
	第20条 【年当たりの割合の基礎となる日数】	利率等の表示の年利建て移行に関する法律第25条 ※R4.4.1施行	項の削除に伴う措置
	第23条③ 【市民税の納税義務者等】	法第294条⑧ ※R4.4.1施行	法律改正にあわせた規定の整備
	第36条の2① 【市民税の申告】	法第317条の2① ※R3.1.1施行	項ズレに伴う措置
	第48条① 【法人の市民税の申告納付】	法第321条の8 ※R4.4.1施行	項ズレに伴う措置
	第48条②	法第321条の8②④	項ズレに伴う措置
	第48条②～④	法第321条の8③⑥～③⑧ ※R4.4.1施行	項ズレに伴う措置
	第48条⑤～⑦	法第326条①～③ ※R4.4.1施行	項ズレに伴う措置
	第48条⑨～⑮	法第321条の8 52、54～57、63、64 ※R4.4.1施行	項ズレに伴う措置
第54条②④ 【固定資産税の納税義務者等】	法第343条②④	法律改正にあわせた規定の整備	

項 ズ レ ・ 条 ズ レ ・ 規 定 の 整 備	第54条⑥～⑧ 【固定資産税の納税義務者等】	法第343条⑦⑧⑩	法律改正にあわせた規定の整備
	第61条⑨⑩ 【固定資産税の課税標準】	法第349条の3の2	項ズレに伴う措置
	第61条の2 【法第349条の3第27項等の条例で定める割合】	法第349条の3⑳～㉑	項ズレに伴う措置
	第75条 【固定資産に係る不申告に関する過料】	法第385条	法律改正にあわせた規定の整備
	第98条① 【たばこ税の申告納付の手續】	法第473条	条例の条ズレによる改正
	第131条⑥ 【特別土地保有税の納税義務者】	法第585条⑥	法律改正にあわせた規定の整備
	附則第3条の2 【延滞金の割合等の特例】	法附則第3条の2 ※R3.1.1施行	租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備
	附則第3条の2②	法附則第3条の2② ※R4.4.1施行	項の削除に伴う措置
	附則第4条① 【納期限の延長に係る延滞金の特例】	令附則第3条の2の2 ※R3.1.1施行	租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備
改 元 対 応	附則第6条 【特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例】	法附則第4条の4③	改元対応
	附則第7条の3の2①	法附則第5条の4の2⑤	改元対応
	附則第11条から附則第13条	法附則第17条、法附則第17条の2、法附則第18条、法附則第19条、法附則第21条、法附則第21条の2	改元対応
	附則第15条 【特別土地保有税の課税の特例】	法附則第31条の3	改元対応
	附則第15条の2 【軽自動車税の環境性能割の非課税】	法附則第29条の8の2	改元対応
	附則第16条②～④ 【軽自動車税の種別】	法附則第30条②～④	改元対応

	割の税率の特例】		
改元対応	附則第23条① 【個人の市民税の税率の特例等】	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第2条	改元対応
	平成31年改正条例第3条のうち附則第16条に1項を加える改正規定、附則第1条～第8条(上記に記載した部分を除く。)	平成31年改正法第3条、附則第1条、附則第13条、附則第14条、附則第16条～附則第19条	改元対応
	平成27年改正条例附則第6条②③④	平成27年改正法附則第12条、附則第20条	改元対応
	平成28年改正条例附則第1条、附則第4条	平成28年改正法附則第1条、附則第20条	改元対応
	平成28年改正条例附則第2条の2 【市民税に関する経過措置】	平成28年改正法附則第4条 〈第1の2条改正(※1.10.1施行)〉	改元対応
	平成29年改正条例附則第1条、附則第2条	平成29年改正法附則第1条、附則第16条	改元対応
	平成30年改正条例附則第1条、附則第2条、附則第7条、附則第9条、附則第11条	平成30年改正法附則第1条、附則第17条、附則第19条、附則第24条～附則第27条	改元対応
施行日	令和2年4月1日(【改正の概要】の表の法令・施行日欄に※施行日の記載のあるものについては、当該記載の年月日)		
【その他参考事項】			

報告第 6 号関係

件 名	専決処分の報告について (八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)	
担 当 課	総務企画部 税務課	
根拠法令等	・ 地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) (以下「法」という。)	
<p>【改正の概要】 地方税法改正にあわせて改正</p>		
条例番号・見出し	法令	改正の概要
第 2 条第 2 項 【納税義務者等】	法第 702 条②	法律改正にあわせて改正
附則第 6 項 【法附則第 15 条第 38 項 の条例で定める割合】	法附則第 15 条⑳	法律改正にあわせて改正 (法附則の項ズレ)
附則第 7 項 【法附則第 15 条第 39 項 の条例で定める割合】	法附則第 15 条㉑	法律改正にあわせて改正 (法附則の項ズレ)
附則第 8 項 【法附則第 15 条第 47 項 の条例で定める割合】	法附則第 15 条㉒	法規定の新設にあわせて新設 ・ 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例
附則第 1 0 ～ 1 4 項 【宅地等に対して課する 平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の 都市計画税の特例】	法附則第 25 条	改元対応 法律改正にあわせて改正
附則第 1 5 項 【農地に対して課する 平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の 都市計画税の特例】	法附則第 26 条	改元対応 法律改正にあわせて改正
附則第 1 7 項		法律改正にあわせて改正
附則第 1 8 項		改元対応
施 行 日	令和 2 年 4 月 1 日	
【その他参考事項】		

報告第 7 号関係

件名	専決処分の報告について (八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	
担当課	総務企画部 税務課	
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) (以下「法」という。)</li> <li>・ 地方税法施行令 (昭和 25 年政令第 245 号) (以下「令」という。)</li> </ul>	
<p><b>【改正の概要】</b> 基礎課税限度額の引上げ及び軽減措置に係る判定所得の変更。</p>		
条例番号・見出し	法令	改正の概要
第2条 【課税額】	法第703条の4 令第56の88の2	基礎課税限度額の引上げ。 「61万円」→「63万円」 介護納付金課税限度額の引上げ。 「16万円」→「17万円」
第23条 【国民健康保険税 の減額】	法第703条の5 令第56の89	軽減措置に係る軽減判定所得の変更。 ○ 5割軽減対象世帯 「28万円」→「28万5千円」 ※該当世帯<33万円+ (28万5千円×世帯員数) ○ 2割軽減対象世帯 「51万円」→「52万円」 ※該当世帯<33万円+ (52万円×世帯員数)
附則第6項、第7項 【長期譲渡所得に 係る国民健康保険 税の課税の特例】	法附則36	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設
施行日	令和2年4月1日 (第2条、第23条) 令和3年1月1日 (附則第6項、第7項)	

件名	八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	市民福祉部 社会福祉課
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第37条
施行日	公布の日

【1. 概要】

八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例（平成20年条例第10号）

改正後	改正前
<p>(利用定員)</p> <p>第5条 施設で行う各事業の利用定員は、<u>市長が規則で定める。</u></p>	<p>(利用定員)</p> <p>第5条 施設で行う各事業の利用定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護事業 <u>10人</u></p> <p>(2) 就労移行支援事業 6人</p> <p>(3) 就労継続支援事業（B型） 24人</p> <p>(4) 地域活動支援センター事業（Ⅲ型） <u>概ね10人以上</u></p> <p>(5) 日中一時支援事業 6人</p>

八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム管理運営規則（平成20年規則第3号）（案）

改正後	改正前
<p>第3条 （略）</p> <p>(利用定員)</p> <p>第4条 施設で行う各事業の利用定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護事業 <u>16人</u></p> <p>(2) 就労移行支援事業 6人</p> <p>(3) 就労継続支援事業（B型） 24人</p> <p>(4) 地域活動支援センター事業（Ⅲ型） <u>20人</u></p> <p>(5) 日中一時支援事業 6人</p>	<p>第3条 （略）</p> <p>【新規】</p>

【2. 改正内容】

- ・利用者からの要望を踏まえた早期の受入れや、地域ニーズに応じたサービス提供など臨機応変な対応を可能とするため、いきいきプチファームで実施している障害福祉サービス事業の利用定員を条例ではなく同施設の管理運営規則に委任する。
- ・障害者本人及び家族の高齢化が進む中、生活介護サービスの重要性が高まっていることから、配置職員を増員し、定員上限を引き上げることで、サービスの向上と利用者ニーズの充足につなげる。

件名	八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	市民福祉部 市民課
根拠法令等	・国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項 ・令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」
施行日等	公布の日 （傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用）

### 【1. 改正の概要】

この度、内閣に設置された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第2弾として、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが決定されたことにより、厚生労働省から市町村等に対して、傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされました。

国内で感染が拡大しつつあり、その更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合（発熱などの症状があり感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することが重要であることから、当市においても一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正するものです。

### 【2. 傷病手当金の概要】

国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給します。

#### ① 対象者

国民健康保険の被保険者である被用者（給与の支払いを受けている者に限ります。）で、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者。）

#### ② 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間。

ただし、給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。

なお、その受けることができる給与収入の額が、規定により算定する傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

#### ③ 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

#### ④ 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間。

ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6か月まで。

件 名	令和2年度八幡浜市一般会計補正予算（第1号）
-----	------------------------

### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う八幡浜市独自の中小企業支援について

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う八幡浜市独自の中小企業支援に係る予算等を計上するものです。

#### 【事業1】

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等利子補給金の創設

##### 【内容】

日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」もしくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、特に売上高の減少が著しい中小事業者等に対し、利子補給を行う。

- ・ 交付期間 借入後当初3年間の実質無利子期間を経過した4年目から最大7年間  
(10年目まで)
- ・ 交付限度額 貸付金利のうち、0.9%分を上限とする
- ・ 補給対象上限 30,000千円

##### 【債務負担行為額】

61,000千円

#### 【事業2】

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業補助金の創設

##### 【内容】

八幡浜市中小企業振興資金融資条例第9条の2に規定する緊急経営資金の融資の決定を受けたもののうち、特に売上高の減少が著しい中小事業者等に対し、補助金を交付する。

- ・ 補助対象額 八幡浜市中小企業振興資金にかかる緊急経営資金の融資の決定を受けた額から同資金にかかる旧債決済額を控除した額
- ・ 交付限度額 上限700千円（融資額の1/5）

##### 【補正予算額】

一般会計 商工費 商工振興費  
補助金 100,000千円

# 八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付 等利子補給金について

## 国の制度

- (例) 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (国民生活事業) … 日本政策金融公庫  
 融資限度額：60,000 千円  
 償還期間：15 年以内 (うち据置 5 年以内)  
 融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、  
 次のいずれかに該当するもの

- ①最近 1 カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少
- ②業歴が 3 カ月以上 1 年 1 カ月未満の場合等は、最近 1 カ月の売上高が、次のいずれかと比較して 5%以上減少
  - ア. 過去 3 カ月 (最近 1 カ月含む) の平均売上高
  - イ. 令和元年 12 月の売上高
  - ウ. 令和元年 10 月～12 月の平均売上高

※上記要件に該当すれば、3 千万円以下の借入れの場合、当初 3 年間は基準金利を▲0.9%とする。

### 基準金利 1.36%の場合

償還期間										
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目以降
金利 0.46%			金利 1.36% (4年目以降は基準金利にもどる)							
3年間は1.36%→0.9%										

さらに、国の『特別利子補給制度』として、次の要件に該当する場合は、当初 3 年間支払う金利 0.46% 部分について利子補給を受けることができるため、実質無利子となる。

#### 〔特別利子補給制度適用要件〕

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

※特別利子補給制度の申請方法等、具体的な手続き方法は未定 (4/9 現在)。

## 市の新設する制度（利子補給）

国が行う融資制度に連動する市独自の追加支援策として、コロナウイルスの影響により特に売上高の減少が著しい事業者等を対象に利子補給制度を新設。

〔市の利子補給適用要件〕

	小規模事業者	中小企業者
個人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

基準金利の引き下げが終了する4年目以降10年目まで最大7年間、補給対象額3千万円を上限として貸付金利0.9%分を利子補給することで、事業者等の資金繰り支援を実施する。

◎八幡浜市独自利子補給（基準金利1.36%の場合）

償還期間										
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目以降
0.46%			1.36%							
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">                     毎年利子補給                 </div>			<div style="background-color: yellow; border: 2px dashed black; padding: 5px;">                     最大7年間0.9%の利子補給（上限3千万円）                 </div>							

# 八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業補助金について

## 市の現行融資制度

### ◎八幡浜市中小企業振興資金

	一般経営資金	緊急経営資金
貸付要件	①市内で一年以上継続して、同一の事業を営んでいる中小企業者である法人または個人 ②市内に住所又は事務所を有するもの ③市税を完納しているもの	①市内で一年以上継続して、同一の事業を営んでいる中小企業者である法人または個人 ②市内に住所又は事務所を有するもの ③市税を完納しているもの ④直近3ヶ月の月平均売上高が昨年同期の月平均売上高と比較して5%以上減少しているもの
資金用途	「運転資金」及び「設備資金」	<u>「運転資金」に限る</u>
貸付限度額	500万円	<u>1千万円</u>
償還期間	運転資金5年以内 設備資金5年以内	<u>運転資金6年以内</u>
貸付金利	日本政策金融公庫の基準金利－0.3%	
その他	遅滞なく期日内に返済した場合は、信用保証協会に支払った「債務保証料の全額助成」及び「借入額500万円の範囲内で0.5%分の利子補給」を行う。	

## 新設する制度（補助金）

### ①補助金交付要件について

緊急経営資金の融資の決定を受けたもののうち、コロナウイルスの影響により特に売上高の減少が著しい事業者に対し、補助金を交付する。

〔対象要件〕

小規模事業者 （個人含む）	中小企業者
3カ月平均売上高 ▲15%以上	3カ月平均売上高 ▲20%以上

### ②補助率について

補助率 1/5、上限 700 千円

借入額	補助率	補助額
1,000千円	1/5	200千円
1,500千円		300千円
2,000千円		400千円
2,500千円		500千円
3,000千円		600千円
3,500千円		700千円
↓		
10,000千円		700千円

借り換えの場合の補助対象額は緊急経営資金の融資の決定を受けた額から同資金にかかる旧債決済額を控除した額となる。例えば、2,000千円の中小企業振興資金残債がある中で、緊急経営資金 5,000千円を借り換える場合の補助対象額は融資額 5,000千円ではなく、3,000千円に対する 1/5 の補助金 600千円となる。

件 名	令和 2 年度八幡浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
-----	------------------------------------

### 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金について

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第 2 弾に基づき実施する傷病手当金の支給に要する予算を計上するものです。

#### 【1. 事業概要】

議案第 54 号「八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の概要記載のとおり（10 ページ参照）。

傷病手当金の支給限度額（日額）は、標準報酬月額等級の最高等級の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 であり、補正予算の積算にあたっては、支給限度額を積算単価として入院治療期間を 2 週間、支給対象者を 10 人としました。

#### 【2. 補正予算額】

国民健康保険事業特別会計

○歳出	傷病手当金の支給	4, 320 千円
○歳入	国庫支出金	4, 320 千円